

南相馬市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年2月26日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

令和 2 年 度

財政援助団体等監査報告書

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の主な実施内容	1
5	監査の期間	2
6	監査の結果	2
	補助金等による財政的援助の状況	2
	書類審査の結果	2
	追加監査の結果（農林水産業振興事業（地域ブランド品開発・地域活性化推進事業に係るもの））	3
	抽出団体監査の結果	5
	大阪体育大学社会貢献センター	5
	株式会社ドリームゲート	6
	海のまちづくり実行委員会	7

# 監査結果報告書

## 1 監査の種類

財政援助団体等に対する監査

## 2 監査の対象

令和元年度において市が補助金等の財政的援助を与えている団体等

## 3 監査の着眼点

補助金等を所管する課等

補助金等の決定は法令等に適合しているか。

補助金等交付の目的及び対象事業の内容は明確か。また公益上の必要性は十分か。

補助金等交付に関する条件の内容は明確か

補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

補助金等交付の効果及び条件履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

補助金等交付団体に対する指導及び指示は適切に行われているか。

補助金等交付の目的、効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

補助金等の財政的援助を受けている団体等

事業計画書、収支予算及び決算書等と所管課等へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

補助金等交付申請書の提出並びに補助金等の請求及び受領は適時に行われているか。

事業は、計画及び交付条件に従って実施し、十分効果を挙げているか。また、補助金等が交付対象事業以外に流用されていないか。

出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整理及び保存は適切か。

補助金等に係る収入支出の会計経理は適正か。

会計処理上の内部相互牽制を含む責任体制は確立されているか。

補助金等の額の確定及び精算は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

## 4 監査の主な実施内容

令和元年度において市が補助金等の財政的援助を与えている関係書類を閲覧し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づき、補助金等の交付決定、実績報告の審査、額の確定等の事務手続が適正に行われているかどうかなどについて書類審査を行いました。

上記の中から3団体を抽出し、当該団体から関係書類、会計帳簿等の提出を求め、交付された補助金に係る出納その他の事務の執行について、補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなど、詳細に監査を行いました。

抽出団体の株式会社ドリームゲートに係る農林水産業振興事業（地域ブランド品開発・地域活性化推進事業）については、監査の過程で補助金の変更及び額の確定手続に関して監査の手続を追加し、これを所管する農政課から聴き取り調査を行いました。

## 5 監査の期間

令和2年10月26日～令和3年2月26日

## 6 監査の結果

監査した結果は、次のとおりです。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促しました。

補助金等による財政的援助の状況

令和元年度において、市が補助金、交付金、利子補給金等の名称で財政的援助を与えているものは、総件数で1,526件、総額で3,012,322,815円でした。

この内訳は、1件当たりの交付額、10万円未満のものが474件(総件数に占める割合31.0%)、10万円～50万円未満のものが571件(同37.4%)、50万円～100万円未満のものが154件(同10.1%)、100万円～500万円未満のものが236件(同15.5%)、500万円～1,000万円未満のものが39件(同2.6%)、1,000万円以上のものが52件(同3.4%)でした。

書類審査の結果

市は、特定の事業、団体等を育成、助長するために公益上必要がある場合、補助金等の交付等に関する規則、要綱等を定め、予算の範囲内で当該事務事業を行う者に対し、対価なくして補助金等を交付しています。

この補助金等は、交付を受ける者が行う特定の事務事業等に経済的、効率的かつ効果的に、そして適正なものとして運用され、結果、その公益上の目的達成に資するものでなければなりません。

まず、市財務規則第3条第1項による「別表1財務事務専決事項7補助金関係」の項に専決処理権限が定められていますが、次のものに係る交付決定及び額の確定通知において、金額が50万円であるにもかかわらず、課長決裁で処理し、部長専決(50万円以上)の決裁を得ていませんでした。

鹿島区イベント事業補助金【春まつり事業】(南相馬市かしま観光協会)

所管課：鹿島区地域振興課

次に、財務担当部長等への合議及び協議については、市財務規則第4条第2項に「各部長が専決するもののうち別表第1の7補助金関係については財務担当課長に合議しなければならない。」の規定にかかわらず、次のものに係る額の確定通知において、部長専決（50万円以上）の決裁の際、必要な財政担当課長への合議手続を欠いていました。

なお、市民提案型一体感醸成事業補助金及び集会施設整備事業費補助金については、交付決定においても合議手続を欠いていました。

野馬追出場奨励事業補助金（鹿島区野馬追執行委員会）

所管課：観光交流課

サーフツーリズム事業補助金（海のまちづくり実行委員会）

所管課：観光交流課

第32回野馬追の里健康マラソン大会事業補助金（野馬追の里健康マラソン大会実行委員会）所管課：スポーツ推進課

市民提案型一体感醸成事業補助金（かしまの一本松を守る会ほか）

所管課：鹿島区地域振興課

集会施設整備事業費補助金（永渡行政区ほか）

所管課：鹿島区地域振興課

鹿島区イベント事業補助金（南相馬市かしま観光協会）

所管課：鹿島区地域振興課

【春まつり事業】【相馬野馬追棧敷席設置事業】【かしまみなとまつり事業】  
共同墓地災害復旧補助金（北屋形共同墓地管理組合）（南屋形共同墓地管理組合）  
所管課：鹿島区市民総合サービス課

追加監査の結果（農林水産業振興事業（地域ブランド品開発・地域活性化推進事業に係るもの））所管課：農政課

補助金の変更手続及び補助金の額の確定に適正な手続きを欠いたもの

市（農政課）と補助事業者は、令和2年2月27日、コロナ禍への対応を協議し、3月1日開催予定であった「食の文化祭」を取りやめ、事業を中止することになりましたが、令和元年11月1日付け交付決定（額2,000,000円）について令和2年3月27日付け変更申請（額1,492,077円）を同日、同額をもって変更承認を行いました。その内容は、イベントの中止に伴い、事業費が減額となったため、招聘費、旅費交通費、外注費及び消耗品費を1,016,633円減額し、レンタル費、印刷費及び事務経費を508,710円増額するものでした。

しかし、補助金の変更手続きについては、コロナ禍という補助事業者の責めに帰すべき事情によらないで、交付決定後に生じた事情変更によるイベントの中止であり、規則第6条第1項第1号「事業計画変更（経費の配分変更）」ではなく、第2号「事業計画中止」により令和2年3月1日前までに行うことが適当でした。

なお、第2号「事業計画中止」により行う場合、補助金の額の算定については、本事業が補助決定後の事情の変更（コロナ禍から感染の防止を図る公益性の発生）によって事業の中止を余儀なくされたもので、規則第9条の事情変更による決定の

取消し等の規定を準用し、既に経過した期間に係る部分（事情変更後に発生した当該補助事業に由来するものを含む。）に限って行い、補助事業者に不利益にならないよう配慮する必要があります。

額の確定に係る証憑書類の確認及び整備の指示・指導が適正でなかったもの

額の確定については、支払一覧表、領収証（銀行振込に係るキャッシュサービスご利用明細票、発注書又は領収（書）証を貼付したもの）、事務局費用一覧、印刷現物などの証憑書類により支払科目、支払日、支払先及び金額を確認していましたが、次に掲げることについて改善を図ってください。

- ア 招聘費（キャンセル料）については、双方による約定又は協議に基づくものと解するので、当該経費の根拠となる役務その他の行為の提供内容と、その対価を示す納品書・請求書などの提出を求め、補助金額の算定に要する「既に経過した期間に係る部分」を明らかにすること。
- イ 事業実施書中、経費内訳書に記載された金額と証憑書類を照合したところ、支払先の相違、領収書の支払者名・内容等に記載がなかったもの、補助対象経費に含まれるべき振込手数料のあることが認められたので、その補正又は必要事項が記載された領収書に代わるものの提出を求めること。
- ウ 食材購入については、本事業の補助事業の目的（地元食材を活用した地産地消や6次産業化の商品開発などの取組みを通じた市農林水産物の販路拡大を図ること）の趣旨に鑑み、できる限り地産地消の拡大と生産者との連携に配慮すること。
- エ 事務経費のうち450,000円は、令和元年11月10日から令和2年3月1日までに係る人件費、車両費及び管理費とされているものの、支出した事実を示す書類等がなかったことから、領収書等の証憑書類の提出を求め、補助金額の算定に要する「既に経過した期間に係る部分」を明らかにすること。
- オ 人件費380,000円については、事業実施主体である補助事業者本人の報酬であり、実施要領の補助対象経費「6次産業化や地産地消に取組む関係者に要する人件費等の経費」に当たらないことから整理すること。

補助事業内容等の審査に一考を要するもの 意見

株式会社ドリームゲートが、定款で定める「事業を営む目的」に照らし、農林水産業振興事業補助金交付要綱第1条に規定する事業主体としての「農林漁業者が組織する団体その他市長が適当と認めた者」に当該法人が該当することの整理と、本事業は「おやこ食育教室」と「食の文化祭」のイベントを開催するものであり、「地域ブランド品開発・活性化推進事業実施要領」に定める「6次産業化地産地消コンテスト事業」の事業内容である「市内で生産された農林水産物を用いて開発された6次産業化商品のPR及び地産地消の促進を目的としたコンテスト等を行う事業」としての成果を得る工夫が必要であると考え、意見を付すものです。

## 抽出団体監査の結果

大阪体育大学社会貢献センター

### ア 補助金の名称

南相馬市地域課題解決調査研究事業補助金

### イ 事業の概要

小高体育センターで体力測定及び認知機能の測定、復興公営住宅の集会所でレクリエーション活動及びアンケート調査、小高小学校体育館で地域ふれあい交流会、鹿島区の地域スポーツクラブでスポーツ支援活動を実施し、震災によって変化した家族や地域住民同士の関係の再構築に、スポーツがどのような効果をもたらすか調査研究を行いました。

### ウ 収支決算の状況

#### 収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	300,000	300,000	0	
自 己 負 担 金	893,950	662,425	231,525	
合 計	1,193,950	962,425	231,525	

#### 支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
報 酬 費	44,548	40,000	4,548	
旅 費	783,702	732,573	51,129	
需 用 費	287,700	115,490	172,210	
役 務 費	52,000	49,276	2,724	
損 害 保 険 料	26,000	25,086	914	
合 計	1,193,950	962,425	231,525	

収入支出差引残額 0 円

団体作成の実績報告書より転記

### エ 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。

## 株式会社ドリームゲート

### ア 補助金等の名称

南相馬市農林水産振興事業補助金（地域ブランド品開発・地域活性化推進事業）

### イ 事業の概要

市内生産者及び地元スーパー及びキューピーと連携して、ロマネスコを用いた親子食育教室を開催し、生産者との交流や南相馬の食を体験することで、市産農産物の消費・販路拡大を図るとともに、市で新たに生産振興をはじめたロマネスコの認知度向上を目的としたイベントを実施しました。

### ウ 収支決算の状況

#### 収 入 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
市 補 助 金	1,492,077	1,492,077	0	
自 己 資 金	0	0	0	
合 計	1,492,077	1,492,077	0	

#### 支 出 (単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
招 聘 費	290,000	290,000	0	
旅 費 交 通 費	13,200	13,200	0	
食 材 購 入 費	7,205	7,205	0	
レ ン タ ル 費	315,000	315,000	0	
外 注 費	350,000	350,000	0	
印 刷 製 本 費	53,710	53,710	0	
消 耗 品 費	12,962	12,017	945	
事 務 経 費	450,000	450,945	945	
合 計	1,492,077	1,492,077	0	

収入支出差引残額 0 円

団体作成の実績報告書より転記

### エ 監査の結果

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、その一部に下記のとおり改善を要する事項が認められました。今後は、適正な事務処理を行ってください。

(ア) 領収書等の証憑書類について

補助金の交付を受けた者は、市農林水産業振興事業補助金交付要綱第13条の規定により、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し保管しなければなりません。が、証憑書類において、領収証がないもの、発注日、納品明細、納品日、領収証の宛先、補助事業経費の細目などに明らかでないものがありましたので、補充又は補正など整備が必要です。

なお、領収書に「キャッシュサービスご利用明細書」を代用していましたが、これは、相手先への「送金」の証であって、対価の支弁を示す送金払請求書などが確認されない場合、事業に要した経費の「支払」と認め難いので留意ください。

(イ) 計画変更承認申請について

計画変更申請については、令和2年3月27日付けで行われておりましたが、3月1日開催予定だった「食の文化祭」の中止についてのもので、コロナ禍による中止について対応協議した2月27日から開催予定日の前日までに行う必要がありました。

海のまちづくり実行委員会

ア 補助金の名称

南相馬市サーフツーリズム事業補助金

イ 事業の概要

震災後初の北泉海岸の海開きに合わせ、同日開催予定の日本プロサーフィン連盟主催のサーフィン大会の開催に向けた地元対応、並びに同連盟と連携したサーフィン体験教室等を実施するとともに、市内外の方々に海に足を運ぶきっかけとなるイベント「2019南相馬ビーチフェス 北泉海岸」を実施しました。

ウ 収支決算の状況

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
市 補 助 金	2,000,000	2,000,000	0	
自 己 資 金	19,500	19,992	492	
合 計	2,019,500	2,019,992	492	

**支 出**

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
消 耗 品 費	100,000	0	100,000	
印 刷 製 本 費	300,000	490,112	190,112	
保 険 料	139,500	15,480	124,020	
委 託 費	1,430,000	1,363,200	66,800	
使用料及び賃借料	50,000	151,200	101,200	
合 計	2,019,500	2,019,992	492	

収入支出差引残額

0 円

**団体作成の実績報告書より転記****エ 監査の結果**

本団体の補助金に係る出納その他の事務については、適正に執行されていると認められました。